## 【I-7 地域包括ケアシステムの推進のための取組ー②】

## ② 小児慢性特定疾病の児に対する支援に係る 主治医及び学校医等の連携強化

## 第1 基本的な考え方

小児慢性特定疾病の児が安心して安全に保育所、学校等に通うことができるよう、主治医と学校医等の連携を推進する観点から、診療情報提供料(I)について対象患者を見直す。

## 第2 具体的な内容

診療情報提供料(I)注7における対象患者に、小児慢性特定疾病支援の対象患者を追加する。

 改定案
 現 行

 【診療情報提供料(I)】
 【診療情報提供料(I)】

 [算定要件]
 [算定要件]

保険医療機関が、児童福祉法第 6条の2第3項に規定する小児 慢性特定疾病医療支援の対象で ある患者又は同法第56条の6第 2項に規定する障害児である患 者について、診療に基づき当該患 者又はその家族等の同意を得て、 当該患者が通学する学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に 規定する小学校、中学校、義務教 育学校、中等教育学校の前期課程 又は特別支援学校の小学部若し くは中学部の学校医等に対して、 診療状況を示す文書を添えて、当 該患者が学校生活を送るに当た り必要な情報を提供した場合に、 患者1人につき月1回に限り算 定する。